

教育3法の改正について

改正に至る経緯)

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

また、平成19年1月の教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～」において、教育再生のための緊急対応として、「学校教育法の改正」を始めとする教育3法の改正が提言されました。

中央教育審議会においては、これまでの審議の積み重ねの上に、教育再生会議の第一次報告も参考にしつつ、集中的な審議が行われ、3月10日に答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要な教育制度の改正について」が取りまとめられました。

これらを踏まえ、政府としては、教育3法案を国会に提出し、100時間を超える国会審議を経て、6月20日に可決・成立、同月27日に公布されました。

【学校教育法の改正】

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し。
- 学校に副校長等の新しい職を置くことができるとし、組織としての学校の力を強化。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

- 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

- 教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

学校教育法等の改正

＜施行日＞ 副校長等の新しい職の設置・・・平成20年4月1日
・上記以外・・・改正法公布の日から6月以内で政令で定める日

(1) 各学校種の目的及び目標の見直し等

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直した。

改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に規定した事項)

規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度

生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

- 確かな学力を育むに当たって重視すべき点を明確化した。
 - ①基礎的な知識及び技能の習得、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成、③主体的に学習に取り組む態度を養うこと
- 学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定した。
現行)小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
改正後)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

ポイント

1. 学習指導要領等の見直し

今回の改正では、義務教育として行われる普通教育の目標を新たに規定するとともに、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における教育の目標規定を改正しました。

この改正を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育要領・学習指導要領については、引き続き中央教育審議会においてその見直しについての検討を深め、平成19年度中に改訂する予定です。

2 幼稚園における幼児期の教育支援

今回の改正では、幼稚園は、保護者や地域住民等の相談に応じて、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとするという規定を新設しました。また、いわゆる「預かり保育」に関しても所要の規定が整備されました。

今後、各幼稚園では、幼稚園の人材や施設・設備をはじめ、これまで蓄積してきた幼児期の教育に関する知見や経験を活かしつつ、幼児期の教育に関する情報提供や相談窓口の開設、親子登園の実施、園庭の開放などを行うことが期待されています。